

議案第 5 3 号

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、災害対策基本法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

東郷町消防団員等公務災害補償条例（昭和43年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「津波」の次に「、地盤の液状化」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

異常な自然現象の例示として地盤の液状化を追加すること。（第 18 条の 2 関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。